

論文式試験問題集
〔民法・債権法Ⅱ〕

〔民法・債権法Ⅱ〕

次の【事実】を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

【事実】

- 1 Xは、現在都内に在住しているが、自宅にガレージがなく、所有している自動車2台を駐車するために、近隣に月極駐車場を借りていた。Xは、自動車に乗ることが趣味であり、所有している自動車2台が入る広さのガレージ付きの住宅を建築するため、都内で土地を探していた。Xが希望する間取りの住宅を建築するには、最低でも60坪以上の広さ必要であった。
- 2 そうしたところ、資産家である知人のYから、Yが都内に所有している土地（以下「本件土地」という。）を買わないか、と持ち掛けられた。そこで、Xは、Yに対し、自動車2台が入るガレージを含む自宅を建てる土地を探しており、最低でも60坪以上の広さが必要であることを伝えた。Yは、本件土地が62坪の広さであるため、Xの希望に合うこと、1坪あたり170万円で売却したいということ伝えた。Xの予算は1億円であり、Yが希望する坪単価170万円だと、合計1億0540万円となってしまいうため、Xの予算を超えてしまう。しかし、本件土地が、Xの希望の地域に所在していたこともあり、Xは、Yに対し、何とか1坪160万円で売ってもらえないかと伝えた。Yは、Xが長年の知人であったことからこれを承諾した。
そこで、平成30年12月16日、YはXに対し、本件土地を1坪160万円で売却した。なお、XとYとの間で締結された本件土地の売買契約（以下「本件売買契約」という。）の契約書には、代金額を「金9920万円（坪単価160万円）」とする記載があった。
- 3 その後、Xが本件土地の引き渡しを受けて自宅を建築しようとしたところ、本件土地の実際の面積は58坪であることが判明した。

〔設問1〕

- (1) XはYに対し、どのような請求をすることが認められるか検討しなさい。
- (2) 仮に次のような事情があった場合、XのYに対する損害賠償請求が認められるのはどの範囲か。
Xは、本件土地を購入した直後、重大な自動車事故を起こしてしまったため、自動車は全て手放すことにした。自宅の建築についても改めて検討し直すことにしたところ、Aが本件土地を1億2000万円で購入したいと持ち掛けてきたため、Aに転売することにした。
- 4 Xは現在戸建住宅に居住しており、その敷地はコンクリートブロックで囲われている。Xは商社に勤務しており、仕事柄、海外出張に出ることが多かった。
- 5 平成31年2月、Xが長期の海外出張に出ている間に、都内で地震が発生し、X宅のコンクリートブロックが今にも崩れそうな状態となった。
- 6 X宅の隣人であるZは、以前、小学校でコンクリートブロックが倒壊して児童が死亡した事故があったことを記憶していたため、X宅のコンクリートブロックが倒壊して死傷事故が発生するのではないかと危惧した。また、X宅のコンクリートブロックが倒壊して、Z宅へ被害が及ぶことも心配であった。Zは、Xが長期の海外出張に出ていることは認識していたが、Xの連絡先までは知らなかった。そこで、Xの了解を得ることなく、Aに依頼して、X宅のコンクリートブロックの補修工事を実施した。コンクリートブロックの補修費用として、50万円がかかったが、ZはAに対し、補修費用を支払った。

7 その後、Xが長期の海外出張から帰宅した。Xは、「近いうちに新しい家を建てて引っ越すつもりであり、コンクリートブロックが倒壊しそうな状態であつたら、そのまま撤去してしまえばよかったので、50万円もかけて補修工事を実施しなくてもよかったのに。」とZに伝えた。

〔設問2〕

Zは、Xに対し、コンクリートブロックの補修費用を請求することができるか、根拠を挙げて検討しなさい。

2018年12月16日

担当：弁護士 渡辺知子

参考答案
〔民法・債權法Ⅱ〕

第1 設問1 (1) について

1 Xは、Yに対し、①数量不足の担保責任に基づき代金減額請求をすること（民法（以下略する。）565条、563条1項）、②本件売買契約を解除すること（565条、563条2項）、③損害賠償請求をすること（565条、563条3項）が考えられる。それでは、Xの①ないし③の請求がそれぞれ認められるか。

2 ①数量不足の担保責任に基づく代金減額請求が認められるためには、「数量を指示して売買をした物」に「不足がある場合」である必要がある。

(1) それでは、本件売買契約は、「数量を指示して売買をした」といえるか。

ア 民法565条の数量指示売買の担保責任は、有償契約の対価的均衡を維持し、当事者間の公平を確保するため、法律上特に認められた無過失責任であると解する。

したがって、「数量を指示して売買をした」とは、(ア)当事者において目的物の実際に有する数量を確保するため、その一定の面積、容積、重量、員数または尺度あることを売主が契約において表示し、かつ、(イ)この数量を基礎として代金額が定められたものをいうと解する。

イ 本件売買契約は、Xがガレージを含む希望の間取りの自宅を建築するために、60坪以上の土地を必要としており、売主であるYにもそれを伝え、Yが本件土地が62坪あると言ったた

めに、Xがこれを購入したものである。したがって、当事者において目的物の実際に有する数量を確保するため、その一定の面積があることを売主が契約において表示したといえ、(ア)の要件を充足する。

XとYは、元々1坪当たり170万円の価額であった本件土地を、交渉によって、YがXに対し、1坪あたり160万円で売却することにした。さらに、本件売買契約書にも代金額を「金9920万円（坪単価160万円）」とする記載があった。したがって、この坪単価160万円という数量を基礎として、9920万円という代金額が定められたものといえ、(イ)の要件も充足する。

したがって、本件売買契約は「数量を指示して売買をした」といえる。

(2) そして、Yは本件土地が62坪であると言っていたが、実際には58坪しかなかった。したがって、「数量を指示して売買をした物」に「不足がある場合」にあたる。

(3) よって、XはYに対し、本件土地の代金のうち、不足している4坪分にあたる640万円の減額を請求することができる。

3 XとYは、前述の第2項で検討したように、本件土地を「数量を指示して売買をした」といえ、本件土地は4坪「不足がある」。そして、Xはガレージを含む希望の間取りの自宅を建築するために本件土地を購入したのであるから、その自宅を建築するために

<p>広さが不足している土地を購入することは、通常考えがたい。したがって、「残存する部分のみであれば買主がこれを買いたい受けなかった」といえる。</p> <p>よって、XはYに対し、②数量不足の担保責任に基づき本件売買契約を解除することができる。</p> <p>4 前述のとおり本件売買契約は、数量を指示して売買した場合にわたるので、XはYに対し、損害の発生・額について主張することにより、③数量不足の担保責任に基づき損害賠償請求することもできる。</p> <p>第2 設問1 (2) について</p> <p>1 それでは、XはYに対し、いくらの損害賠償を請求できるか。</p> <p>(1) 前述のとおり、数量不足の担保責任は、有償契約の対価均衡を維持し、当事者間の公平を確保するため、法律上特に認められた無過失責任であると解する。</p> <p>そうであるとする、損害賠償請求の範囲は、履行利益までは認められず、信賴利益にかぎられることになる。</p> <p>(2) 本件では、Aに転売した場合に得られる2080万円の利益は、履行利益である。したがって、Xは、Yに対し、転売利益である2080万円については、請求することができず、信賴利益の損害賠償のみが認められる。</p> <p>第3 設問2 について</p> <p>1 ZはXに対し、事務管理に基づく費用償還請求(697条, 700</p>	<p>条ただし書, 702条)として、コンクリートブロックの補修費用を請求することが考えられる。</p> <p>それでは、Zの請求は認められるか。</p> <p>2 Zの請求が認められるには、①他人の事務の管理であること、②他人の事務を管理する義務が存在しないこと、③他人のためにする意思(管理意思)、④本人の意思や利益に反するのが明白でないこと、が必要である。</p> <p>3</p> <p>(1) 本件では、ZはX宅のコンクリートブロックの補修をしたのであるから、①他人の事務の管理であるといえる。</p> <p>(2) ZはXの隣人にすぎず、ZにはX宅のコンクリートブロックの補修をする義務はない。したがって、Zには、②他人の事務を管理する義務は存在しないといえる。</p> <p>(3) Zは、コンクリートブロックが倒壊してZ宅へ被害が及ぶことも心配しているが、第三者への死傷事故が発生することも懸念して補修工事を行ったのである。自己のためにする意思と併存していても、③他人のためにする意思(管理意思)があったといえると考えるので、④の要件も充足する。</p> <p>(4) 確かに、Xは、Zに対し、近いうちに転居予定だったので補修する必要がなかった旨を述べているので、本人の意思や利益に反するようにも思える。しかし、Xが述べたような事情は、客観的には明らかではなかったのだから、④本人の意思や利益</p>
---	--

に反するのが明白でないといえる。

4 したがって、Zは、Xに対し、コンクリートブロックの補修費用である50万円を請求することができる。

以上

2018年12月16日

担当：弁護士 渡辺知子

予備試験答案練習会(民法・債権法Ⅱ)採点基準表

受講者番号

	小計	配点	得点
〔設問1〕(1)	(25)		
XのYに対する請求・数量指示売買の売主の担保責任			
・代金減額請求(条文必須)		1	
・解除(条文必須)		1	
・損害賠償請求(条文必須)		1	
数量指示売買の解釈		3	
数量指示売買の定義		4	
「数量を指示して売買をした」の当てはめ ・Xが希望の自宅を建てるため60坪以上の土地を必要としており、それをYに伝えて、Yが本件土地が62坪あるとYに伝えたことの指摘 ・元々本件土地の坪単価が170万円であったところを、交渉によって坪単価160万円としたことの指摘 ・売買契約書に代金額を「金9920万円(坪単価160万円)」と記載していることの指摘		4	
「不足がある場合」の指摘と当てはめ		1	
解除(「残存する部分のみでは買主がこれを買い受けなかった」の指摘と当てはめ)		1	
損害賠償請求		1	
裁量点		8	
〔設問1〕(2)	(10)		
損害賠償請求の範囲が信頼利益にとどまるか、履行利益まで認められるか。 ・法定責任説または契約責任説 ・自説から妥当な結論を導いているか ・金額を明示しているか		6	
結論の記載		1	
裁量点		3	
〔設問2〕	(15)		
事務管理に基づく費用償還請求(条文)		1	
各要件の検討(要件の指摘と当てはめ)			
・他人の事務の管理		2	
・他人の事務を管理する義務の不存在		2	
・他人のためにする意思(管理意思)		2	
・本人の意思や利益に反するのが明白でないこと		2	
結論の記載		1	
裁量点		5	
合計	(50)	50	

民法・債権法Ⅱ 解説レジュメ

第1. 出題趣旨

第1問は、数量指示売買に基づく担保責任についての基本的な理解を問う問題である。予備試験及び司法試験の民法では、数量指示売買に基づく担保責任については未だ出題がない。しかし、平成15年度の旧司法試験第2問において出題実績があり、予備試験においても出題がされる可能性がある（予備試験では、旧司法試験で出題実績がある論点が出題される傾向が見られる）。

法定責任説あるいは契約責任説いずれの見解でも構わないが、自説に沿って論証することが必要である。

第2問では、事務管理についての基本的な理解を問う問題である。事務管理についても、予備試験及び司法試験の民法では未だ出題がない。しかし、昭和58年度の旧司法試験第2問において出題実績があり、予備試験においても出題される可能性がある。

第2. 設問1

1 小問(1) XのYに対する請求

Xは、Yに対し、数量不足の担保責任に基づく以下の請求をすることができる（民法565条）。

- (1) 代金減額請求（民法565条, 563条1項）
- (2) 解除（民法565条, 563条2項）
- (3) 損害賠償請求（民法565条, 563条3項）

2 小問(2) 損害賠償請求の範囲

信託利益に限られるか、履行利益まで認められるか。

3 数量指示売買に基づく担保責任については以下のような見解がある（山本敬三「民法講義Ⅳ－1 契約（初版）」P.301～参照）。

①法定責任説（通説・判例）

…数量不足があっても債務は履行されているが、対価的の不均衡を是正し、買主の信頼を保護するために法がとくに認めた責任とみる。これはさらに次の2つの考え方に分かれる。

ア 特定物ドグマ説

…特定物売買では、「この物」を給付する債務のみが認められる以上、数量不足があっても債務は履行されているとする。

イ 原始的一部不能説

…数量も債務内容に入るとしても、特定物売買の場合、不足分については原始的一部不能である以上、その限度で債務は消滅するため、現状で物を引き渡せば債務を履行したことになるとする。

②契約責任説

…契約で「指示された数量の物を給付する」ことも合意できると考えれば、数量不足の場合はこの債務の不履行にあたる。したがって、この責任を債務不履行責任の特則として位置付けられる。

4 売主の担保責任の内容

(1) 解除 (民565条, 563条2項)

ア 成立要件

- ①数量指示…売主と買主が締結した売買契約が565条の数量指示売買にあたること。
- ②数量不足…目的物の数量が契約上指示されていた数量にみたないこと。
- ③残存部分のみでの不買…残存部分のみであれば買主が(通常人を基準として客観的に判断したときに) 買い受けなかったこと。

(2) 代金減額 (民565条, 563条1項)

- ①数量指示
- ②数量不足

(3) 損害賠償 (民565条, 563条3項)

- ①数量指示
- ②数量不足
- ③損害

5 損害賠償の内容

いずれの説に立つかによって、損害賠償の範囲も異なることになる。

①法定責任説 (通説・判例) →信頼利益の賠償

…法定責任説からは、買主が不足がないと信じたことによってこうむった損害(不足があると知らずに出捐した結果、無駄になった費用等)が賠償の対象となるとされる。

②契約責任説→履行利益の賠償

…契約責任説からは、「指示された数量の物を給付する」債務が認められるため、それが履行されていれば得られたであろう利益(逸失利益等)の賠償も認められる。

③二分説

ア 数量指示売買…表示された数量を単に確保することが目的とされた場合は、履行利益賠償までは認められない。

イ 数量保証売買…表示された数量が契約目的を達成する上で特別な意味をもつ場合は、履行利益賠償までは認められる。

6 判例

- ・最高裁昭和57年1月21日第一小法廷判決・判例百選Ⅱ第8版52

(数量指示売買と履行利益の損害賠償)

- ・最高裁昭和43年8月20日第三小法廷判決・民集22巻8号1692頁

(宅地の売買がいわゆる数量指示売買ではないとされた事例。数量指示売買の定義。)

※債権法改正について

債権法が改正され、2020年4月から施行される。それに伴い、判例の位置づけも変わる可能性がある。

※今回は、宅地の売買の問題であったが、これ以外の売買について出題されることも十分想定される。どのようなケースが考えられるか。

第3. 設問2

- 1 事務管理（潮見佳男「基本講義 債権各論 I 契約法・事務管理・不当利得（第3版）」P. 302～参照）。

ZはXに対し、事務管理に基づく費用償還請求（民法697条，700条ただし書，702条）として、コンクリートブロックの補修費用の請求をすることができる。

2 要件

- ①他人の事務の管理
- ②他人の事務を管理する義務の不存在
- ③他人のためにする意思（管理意思）
- ④本人の意思・利益に反するのが明白でないこと

(1) 他人の事務

客観的他人の事務，客観的自己の事務，中性の事務という分類がされている。

ア 客観的他人の事務であることが明らかなものは、「他人の事務」（民法697条）に該当する。

イ 客観的自己の事務であることが明らかなものは、「他人の事務」に該当しない。例えば，他に共同債権者がいない場合の自分自身の債権を，他人の債権だと考えて取り立てた場合などである。

ウ 中性の事務とは，客観的他人の事務とも客観的自己の事務とも断言しがたいものである。例えば，薬局での薬品の購入や，古本屋での古書の購入などが中性の事務にあたる。

中性の事務については，知人が手を尽くして探していたから購入してやったというような場合であれば他人の事務となり（主観的に他人の事務），自分がほしかったから購入したというような場合であれば自己の事務となる。前者，すなわち事務管理者が他人の事務と考えて管理をした場合に，事務管理が成立する余地があるとされる。

(2) 他人の事務を管理する義務の不存在

事務管理者と本人との間に契約または法律の規定に基づいて事務処理をする義務が存在している場合には，事務管理の問題は生じず，当該契約または法律の規定に従って処理される。

(3) 他人のためにする意思

管理者は，「他人」が誰かということを知っている必要はない。およそ匿名の他人のためにする意思があれば足りるし，人に関する同一性の錯誤（例えば，迷い込んだ犬を世話する際に，Aの飼い犬と思って世話をしていたが，実はBの飼い犬であった場合）も，契約の場合と異なり，事務管理では問題とならない。これらの場合は，実際に管理された人との関係で事務管理が成立する。さらに，この他人のためにする意思と自己のためにする意思が併存していてもかまわない。

(4) 本人の意思・利益に適合するのが明白であること

①本人の自己決定権・財産管理の自由はできるだけ尊重すべきであるとの思想を基礎に据えるとともに，②管理開始後において民法700条が管理の継続面での本人の意思・利益に反するのが明白でないことを要求していることとの均衡から要求される要件であると考えられている。

3 事務管理の効果

(1) 管理行為の効果帰属

事務管理の要件を充たす場合には，本人と管理者との間に事務を管理し，管理される関係が生じる。そして，管理者は，委任における受任者とほぼ同一の債務を負うことになる。

(2) 管理者の本人に対する権利

ア 有益な費用の償還請求権（民法702条1項）

有益な費用を支出した結果が本人に利益として現存しているかどうかは、702条1項では問題とならない。管理者は、本人に対し、出捐分の償還を請求することができる。

イ 有益な債務の代弁済請求権（民法702条2項、650条2項）

管理者が本人のために有益な債務を負担したときは、管理者は、本人に対し、自己に代わって弁済するか（代弁済請求権）、または債務が弁済期がないときには相当の担保を提供するよう請求することができる（民法702条2項による委任に関する民法650条2項の規定の準用）。

ウ 損害賠償請求権→△

民法650条3項（委任者の無過失損害賠償責任）が701条では準用されていないため、事務管理者に管理行為の結果として生じた損害を、本人に対し請求できるかが問題となる。

今日の支配的見解は、「費用」を合理的に解釈し、あるいは費用に準ずる損害として処理することで、当該事務の処理に必然的に伴う損害の賠償を認めようとしている。

エ 報酬請求権→△

事務管理が利他的動機に基づく行為である点を強調する場合には、すべての場合に報酬請求権を認めることは、かえって不当な結果を招くことになる。しかし、事業活動としておこなわれるような事務管理においては定型化された費用として報酬請求権を認めるべきであるとする見解や、社会通念に照らすと当該状況の下では事務管理の引き受けが有償でしか期待できないような場合には、報酬請求権を費用とは別個に認めるべきであるとする見解が主張されている。

(3) 管理者の本人に対する義務

ア 事務処理義務

事務管理の成立が認められる場合には、善良な管理者の注意をもって事務処理にあたる義務が管理者に課される（民法698条の反対解釈）。

例外的に、本人の身体、名誉、財産に対する急迫の危害が存在している場合には、事態の緊急性に対応した迅速な処理の必要性から、管理者が責任を負う注意義務の程度を軽減している（緊急事務管理）。この場合には、管理者は、悪意・重過失の場合にのみ、本人に対して損害賠償責任を負うにとどまる（民法698条）。

イ 管理開始の通知義務

管理者には、本人に対して、管理開始を通知すべき義務がある（民法699条本文）。なお、本人が既に事務管理の事実を知っている場合には、通知義務が課されない（同条ただし書）。

ウ 管理継続義務・中止義務

管理者は、いったん事務の処理を開始した以上、本人、その相続人または法定代理人が管理をすることができるようになるまで、事務処理を継続しなければならない（民法700条本文）。

しかし、管理の継続が本人の意思に反したり、本人の不利になることが明らかとなった場合には、管理者は、直ちに管理を中止しなければならない（同条ただし書）。

エ 委任の規定の準用に基づく義務

委任に関するいくつかの規定は、事務管理に準用される（民法701条）。その結果、管理者には、①事務処理の状況を報告し、②事務処理終了の後に顛末を報告する義務のほか、③事務処理にあたって受け取った金銭その他の物を本人に引き渡し、自己の名で取得した権利を本人に移転する義務を負う（民法645条・646条）。さらに③管理者が本人に引き渡すべき金銭を自己のために消費した場合には、消費した日以後の利息を付して本人に

支払わなければならない，さらに損害があるときは，その賠償もしなければならない（民法647条）。

【参考文献】

- ・潮見佳男「不法行為法Ⅱ（第2版）」信山社 2011年
- ・潮見佳男「基本講義債権各論Ⅰ 契約法・事務管理・不当利得（第3版）」新世社 2017年
- ・山本敬三「民法講義Ⅳ－1 契約」有斐閣 2005年
- ・中田裕康 窪田充見編「民法判例百選Ⅱ〔第7版〕」有斐閣 2015年
- ・窪田充見 森田宏樹編「民法判例百選Ⅱ〔第8版〕」有斐閣 2018年
- ・最判昭和57年1月21日民集36巻1号71頁

以 上

2018年12月16日

担当：弁護士 渡辺知子